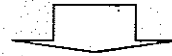


政管健保（医療分）の平成17～21年度に係る収支見通しについて

1. 政管健保の5年収支の確認・公表の必要性について

- 健康保険法第160条第2項においては、政管健保の一般保険料率は「おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」とされている。
- 加えて、同条第3項において「少なくとも2年ごと」に一般保険料率がおおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができることを「確認し、その結果を公表する」とされている。



現在の一般保険料率は平成15年4月から適用されていることから、平成17年3月末までに、平成17～21年度の5年間についての収支見通しを確認し、公表する必要がある。

2. 平成17～21年度の収支見通しについて

- 平成17年度概算要求時点の基礎係数等をベースに試算した5年収支の見通しは、別紙のとおり。
- 被保険者数、医療費、賃金の伸び率等、試算の前提については、平成16年5月に公表された「給付と負担の将来推計」と同様の前提としている。

3. 5年の収支見通しの評価について

- 今回の試算によれば、平成19年度までは財政が均衡するため、ただちに保険料率を引き上げなければならないという状況にはない。
- しかしながら、今の保険料率のままでは、この先制度改正等による医療費適正化の措置が講じられなければ、平成20年度には事業運営安定資金が枯渇するため、いずれ保険料率を引き上げる必要が生ずる状況となっている。
- いずれにせよ、この試算は概算要求時の数字を前提としたものであり、経済状況等により変動が生じうることに留意が必要。

(参考)

健康保険法（抄）

第一百六十条 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、千分の八十二とする。

- 2 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、保険給付、老人保健拠出金及び退職者給付拠出金に要する費用の予想額、保健事業及び福祉事業に要する費用（社会保険庁長官が必要があると認めるときは、厚生保険特別会計の健康勘定に置かれる事業運営安定資金への繰入金に充てる費用を含む。）の予定額並びに第一百七十三条の規定による拠出金、国庫補助及び当該事業運営安定資金の予定運用収入の額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。
- 3 社会保険庁長官は、少なくとも二年ごとに、第一項の一般保険料率（第七項の規定によりその一般保険料率が変更された場合においては、変更後の一般保険料率。次項において同じ。）が前項の基準に適合していることを確認し、その結果を公表するものとする。
- 4 社会保険庁長官は、第一項の一般保険料率が第二項の基準に適合しないことが明らかになったときは、厚生労働大臣に対し、第一項の一般保険料率の変更について申出をすることができる。
- 5 前項の申出であって一般保険料率の引上げに係るものは、保険給付の内容の改善又は診療報酬の改定を伴う場合に限り、することができる。
- 6 前項に規定する場合のほか、老人保健拠出金若しくは退職者給付拠出金の増加に伴いその納付に必要な場合又は一般保険料額の総額の減少を補う必要がある場合においては、第四項の申出をすることができる。
- 7 厚生労働大臣は、第四項の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、社会保障審議会の議を経て、千分の六十六から千分の九十一までの範囲内において、第一項の一般保険料率（この項の規定によりその一般保険料率が変更された場合においては、変更後の一般保険料率）を変更することができる。
- 8 政府は、厚生労働大臣が前項の規定により一般保険料率を変更したときは、速やかに、その旨を国会に報告しなければならない。
- 9～11 （略）

政府管掌健康保険の収支見通し（医療分）

賃金の伸び：給付と負担ベース（18年度2.0%、19年度2.3%、20年度2.7%、21年度2.1%）

保険料率

82 ‰

（単位：億円）

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳 入	保険料収入（医療分）	60,100	61,300	62,500	64,000	65,100
	国庫負担（医療分）	7,900	8,100	8,200	8,500	8,800
	その他	200	200	200	200	200
	計	68,200	69,600	70,900	72,700	74,100
歳 出	保険給付費	41,100	42,600	44,100	45,200	46,100
	老人保健拠出金	17,800	17,000	16,500	17,400	18,500
	退職拠出金	7,800	8,600	9,900	10,600	11,300
	その他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	計	67,800	69,500	71,700	74,400	77,100
収支差		400	100	▲ 700	▲ 1,700	▲ 3,000
事業運営安定資金 （▲累積赤字）		1,600	1,700	1,000	▲ 700	▲ 3,700

- （注） 1. 平成17年度概算要求をベースとした政管健保（医療分）の収支見通しである。
 2. この試算においては、予備費は計上していない。

政府管掌健康保険の収支見通し（医療分）

賃金の伸び：給付と負担ベース▲0.3%（18年度1.7%、19年度2.0%、20年度2.4%、21年度1.8%）

保険料率

82%

（単位：億円）

	区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳 入	保険料収入（医療分）	60,100	61,100	62,100	63,400	64,300
	国庫負担（医療分）	7,900	8,100	8,200	8,500	8,800
	その他	200	200	200	200	200
	計	68,200	69,400	70,600	72,100	73,300
歳 出	保険給付費	41,100	42,600	44,100	45,100	46,100
	老人保健拠出金	17,800	17,000	16,500	17,400	18,500
	退職拠出金	7,800	8,600	9,900	10,600	11,200
	その他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	計	67,800	69,400	71,600	74,300	76,900
収支差		400	0	▲ 1,000	▲ 2,100	▲ 3,600
事業運営安定資金 （▲累積赤字）		1,600	1,600	500	▲ 1,600	▲ 5,200

- （注） 1. 平成17年度概算要求をベースとした政管健保（医療分）の収支見通しである。
2. この試算においては、予備費は計上していない。

政府管掌健康保険の単年度収支（医療分）の推移

（単位：億円）

区 分		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
収 入	保 険 料 収 入	56,920	57,997	59,969	60,524	59,294	58,851	58,214	56,636	60,167	60,127
	国 庫 補 助	8,809	9,227	9,028	8,980	9,597	8,878	9,057	9,091	8,321	7,746
	そ の 他	353	285	260	301	200	170	173	181	206	208
	計	66,082	67,509	69,257	69,805	69,091	67,899	67,444	65,909	68,695	68,081
支 出	保 険 給 付 費	46,429	47,712	45,755	43,187	42,584	42,290	42,524	41,008	38,534	39,724
	医 療 給 付 費	41,591	42,818	40,786	37,892	37,432	37,221	37,634	36,331	33,625	34,474
	現 金 給 付 費	4,838	4,894	4,969	5,295	5,152	5,069	4,890	4,677	4,909	5,250
	老 人 保 健 拠 出 金	17,057	18,566	18,897	20,769	23,372	20,568	21,836	23,288	21,579	18,991
	退 職 者 給 付 拠 出 金	3,802	3,816	3,948	4,215	4,754	5,086	5,816	6,539	6,693	6,887
	そ の 他	1,577	1,608	1,607	1,600	1,544	1,524	1,499	1,242	1,185	1,147
	計	68,865	71,702	70,207	69,771	72,254	69,468	71,675	72,077	67,991	66,748
単 年 度 収 支 差		▲ 2,783	▲ 4,193	▲ 950	△ 35 34	▲ 3,163	▲ 1,569	▲ 4,231	▲ 6,169	704	1,333
国庫補助繰延又はその返済		0	1,543	1,413	0	4,183	0	2,885	—	—	—
事業運営安定資金残高		8,914	6,260	6,857	6,932	8,039	6,701	5,526	▲ 649	▲ 174	1,159

（注1）平成15年度までは決算、平成16年度は16年8月31日時点における見込み。

（注2）（ ）内は、健康保険組合の解散に伴う承継財産を除外した場合の計数。

（注3）端数整理のため、計数が整合しない場合がある。